

在宅福祉介護料のあり方について

1

地域包括ケア推進課

在宅福祉介護料の事業概要

- ▶ **事業目的**
寝たきり等の重度の介護が必要な高齢者等を介護している介護者の労をねぎらうとともに、介護に必要な費用の一部を補助し、在宅介護の心身の負担を軽減する。
- ▶ **対象・金額**

第1種（要介護4・5）	35千円
第2種（要介護3）	25千円
- ▶ **根拠**
長野市在宅福祉介護料条例、同条例施行規則
- ▶ **給付要件**
基準日（7月1日）時点で長野市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の要介護高齢者と同居し、年間180日以上在宅で介護している者
- ▶ **給付実績**

H28	1,600人	49,290千円
H29	1,344人	41,460千円
H30	1,183人	36,305千円

在宅福祉介護料の検討経過

▶ 現状と課題（あんしんいきいきプラン2 1 P63）

「介護保険サービスの提供による介護支援が一般化され、介護度に応じたサービス提供が自己選択・自己決定で行えるようになり、在宅介護者の負担軽減が図られてきているため、給付の在り方が課題*となっています。」と記載されている。

※ 給付金額の推移

区分・状態	～H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度～
第1種 要介護4・5	135,000 ^円	90,000 ^円	60,000 ^円	50,000 ^円	35,000 ^円
第2種 要介護3	99,000 ^円	63,000 ^円	42,000 ^円	35,000 ^円	25,000 ^円

在宅福祉介護料について（考察1）

▶ 介護保険制度創設前

介護保険制度創設以前、特別養護老人ホームは措置により入所するもので、その施設数・定員は限られており、家族の状況等により入所の要否を決定していた。

このことから、当時の介護は在宅で家族が負担せざるをえないことが多く、本事業により介護者の慰労を図ることが必要とされていたと考えられる。

在宅福祉介護料について（考察2）

▶ 介護保険制度創設後

介護保険制度創設から約20年が経過し、特別養護老人ホームの他、有料老人ホーム等の施設も充実しており、現在、家族の状況等に関係なく入所施設を利用でき、また、デイサービス、ショートステイ等の在宅サービスも普及しており、介護が社会化するとともに介護者の負担軽減を図る体制は整っている。このような状況で、介護負担軽減の観点からは、適切にサービスを利用することが望ましいものであり、一定期間サービスを利用しないことを要件に現金を給付することは、介護保険制度のあるべき姿になじまないと考えられる。

	入所施設定員数 (H31高齢者サービスガイドから)	要介護（3～5） 認定者数（R01.08末）
参 考	地域密着型（特養・GH） 市内 1,331	6,850
	広域型（特養・老健・療養型） 市内 3,140 市外 1,287	
	有料・サ高住 市内 1,839	
	合計 市内 6,310 市外 1,287	

在宅福祉介護料等の方向性

▶ 在宅福祉介護料の方向性

介護保険制度創設から相当年数が経過し、介護の社会化を実現してきていることから在宅福祉介護料の事業目的は達成済みと考えられる。

▶ 在宅重度要介護者の適切なサービス利用

在宅重度要介護者のうち、本人、家族等の意向により介護サービスを適切に利用せず（できず）、過度な介護負担から高齢者虐待につながる懸念があるケースが一部にあるものと受け止めている。当事者の意向を尊重しつつ、適切にサービスを利用してもらえるよう、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所と連携して対応する必要がある。

新規在宅介護支援事業創成のアイデア

▶ [アイデア] 在宅介護サービス未利用者促進事業

初めて要介護3～5の認定を受けた在宅の要介護者のうち、在宅介護サービス（訪問介護、訪問看護、短期入所）を全く利用していないまま1年以上経過している人に対し、いずれかのサービスをお試しで利用する場合に支援し、適切なサービス利用につなげるとともに虐待に至るような高負担環境の改善を図るもの

- ▶ 事業の方向性 重度者施策（在宅）⇒重度者施策（在宅）、ターゲットを未利用者に限定
- ▶ ねらい 在宅介護サービス未利用者の利用促進
- ▶ 懸案事項 入院等の事情を個別に考慮する必要があり、受給資格の判定に困難さを伴う